

令和8年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 221 回国会(特別会)提出

令和8年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	25
3 地方特例交付金等	25
4 地 方 交 付 税	26
5 国 庫 支 出 金	27
6 地 方 債	28
7 使用料及び手数料	31
8 雑 収 入	31
9 復旧・復興事業一般財源充当分	31
10 全国防災事業一般財源充当分	31
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	32
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	32
（二）歳出の概要	36
1 給 与 関 係 経 費	36
2 一 般 行 政 経 費	37
3 地 域 未 来 基 金 費	40
4 公 債 費	40
5 臨時財政対策債償還基金費	41
6 維 持 補 修 費	41
7 投 資 的 経 費	41
8 公 営 企 業 繰 出 金	46
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	47
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	47

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	53
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	53
(二) 歳入の概要	53
1 震災復興特別交付税	53
2 一般財源充当分	54
3 国庫支出金	54
4 地方債	55
5 雑収入	56
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	57
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	57
(二) 歳出の概要	58
1 給与関係経費	58
2 一般行政経費	58
3 公債費	59
4 投資的経費	60
5 公営企業繰出金	60
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	61
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	65
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳入の概要	65
1 一般財源充当分	65
2 雑収入	65
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	66
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	66
(二) 歳出の概要	67
公債費	67

策 定 方 針

令和8年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、物価高の中での官公需の価格転嫁やいわゆる教育無償化への対応等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、物価高、社会保障関係費や人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和8年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和8年度地方税制改正では、個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講ずるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直し、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などの税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金によって全額を補填することとしている。

(3) 令和8年度の地方交付税については、20兆1,848億円（前年度比1兆2,274億円、6.5%増）を確保することとし、次の措置を講ずるとともに、所要の法律改正を行う。

① 令和8年度の地方財源不足見込額1兆254億円については、次の措置を講ずる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 交付税特別会計借入金については、一般会計への債務承継分7,000億円を含め2兆2,000億円を前倒し、2兆9,000億円の残高縮減を実施する。

(4) 臨時財政対策債の償還のための基金の積立てに要する経費として、臨時財政対策債償還基金費を8,376億円計上する。

(5) 地方債については、物価高が継続する中、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費の確保への対応をするとともに、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9兆4,738億円（普通会計分6兆1,448億円、公営企業会計等分3兆3,290億円）とする。

(6) 給与関係経費については、令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費等について所要額を計上するとともに、会計年度任用職員の給与等を一般行政経費から移し替えて計上する。

- (7) 物価高やいわゆる教育無償化への対応、自治体DX・地域社会DXや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、社会保障施策の充実、住民に身近な社会資本の整備、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、道路や施設の改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコストの増加にきめ細かく対応することとし、5,850億円を増額計上する。
 - ② いわゆる教育無償化に係る地方負担について、地方財政計画の歳出に全額計上する。
 - ③ 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、「地域未来基金費」を4,000億円計上する。
 - ④ 「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を令和11年度まで延長し、1,500億円計上する。
 - ⑤ 「地方創生推進費」については1兆円（前年度同額）、「地域社会再生事業費」については4,200億円（前年度同額）計上する。
 - ⑥ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑦ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑧ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑨ 投資的経費に係る地方単独事業費については、物価高への対応のほか、地方団体が地域の实情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を1,000億円計上することとし、全体で前年度に比し6.3%増額するとともに、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - ⑩ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、委託料等の増加のほか、社会保障関係費の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑪ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑫ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (8) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (9) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、539億円を確保する。また、一般財源充当分として63億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、16億円（普通会計分10億円、公営企業会計等分6億円）とする。

- ③ 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,217億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として180億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、102兆4,427億円であり、前年度に比し、5兆3,783億円（5.5%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額		増減率 (%)
			(A) - (B)	(%)	
I 地方税	478,185	454,493	23,692		5.2
II 地方譲与税	31,932	29,661	2,271		7.7
1 地方揮発油譲与税	1,780	2,127	△ 347	△	16.3
2 石油ガス譲与税	40	40	0		0.0
3 自動車重量譲与税	3,172	3,077	95		3.1
4 航空機燃料譲与税	145	145	0		0.0
5 特別とん譲与税	113	113	0		0.0
6 森林環境譲与税	666	689	△ 23	△	3.3
7 特別法人事業譲与税	26,016	23,470	2,546		10.8
III 地方特例交付金等	8,156	1,936	6,220		321.3
IV 地方交付税	201,848	189,574	12,274		6.5
V 国庫支出金	177,138	172,070	5,068		2.9
1 義務教育職員給与費負担金	17,118	16,210	908		5.6
2 その他普通補助負担金等	130,665	126,289	4,376		3.5
(ア) 生活扶助費等負担金	13,160	13,398	△ 238	△	1.8
(イ) 医療扶助費等負担金	14,390	13,976	414		3.0
(ウ) 介護扶助費等負担金	914	861	53		6.1
(エ) 児童保護費負担金	1,621	1,543	78		5.0
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	20,954	19,197	1,757		9.2
(カ) 児童手当等交付金	20,973	21,666	△ 693	△	3.2
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	5,720	4,004	1,716		42.9
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	18,758	18,002	756		4.2
(ケ) その他の補助負担金等	34,176	33,642	534		1.6
3 公共事業費補助負担金	26,883	27,084	△ 201	△	0.7
(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,661	26,896	△ 235	△	0.9
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	222	188	34		18.0
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307	307	0		0.1
5 施設等所在市町村調整交付金	78	78	0		0.0
6 交通安全対策特別交付金	438	475	△ 37	△	7.8
7 電源立地地域対策等交付金	1,168	1,151	17		1.5
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	429	424	5		1.1
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	51	52	△ 1	△	1.2
VI 地方債	61,448	59,620	1,828		3.1
VII 使用料及び手数料	15,016	15,044	△ 28	△	0.2
VIII 雑収入	50,947	48,496	2,451		5.1
IX 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 63	△ 33	△ 30		90.9
X 全国防災事業一般財源充当分	△ 180	△ 217	37	△	17.1
歳入合計	1,024,427	970,644	53,783		5.5

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 令和7年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している（以下同じ）。

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	478,185	46.7	454,493	46.8
2 地 方 譲 与 税	31,932	3.1	29,661	3.1
3 地 方 特 例 交 付 金 等	8,156	0.8	1,936	0.2
4 地 方 交 付 税	201,848	19.7	189,574	19.5
5 国 庫 支 出 金	177,138	17.3	172,070	17.7
6 地 方 債	61,448	6.0	59,620	6.1
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,016	1.4	15,044	1.6
8 雑 収 入	50,947	5.0	48,496	5.0
歳 入 合 計	1,024,670	100.0	970,894	100.0

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税22兆5,470億円、市町村税25兆2,715億円、合わせて47兆8,185億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆2,452億円(5.8%)増加、市町村税は1兆1,240億円(4.7%)増加、合わせて2兆3,692億円(5.2%)増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第4表のとおりである。

第3表 地方税の調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和7年度当初見込額 (A)	令和8年度				比 較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	令和7年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	60,885	67,501	65,580	△ 3	65,577	4,692	107.7
ア 個人均等割	669	704	673	-	673	4	100.6
イ 所得割	49,053	53,191	51,326	-	51,326	2,273	104.6
ウ 法人均等割	1,516	1,555	1,540	-	1,540	24	101.6
エ 法人税割	2,114	2,427	2,417	△ 3	2,414	300	114.2
オ 利子割	449	932	932	-	932	483	207.6
カ 配当割	2,684	3,665	3,665	-	3,665	981	136.5
キ 株式等譲渡所得割	4,400	5,027	5,027	-	5,027	627	114.3
2 事業税	55,228	60,293	60,042	△ 14	60,028	4,800	108.7
ア 個人	2,493	2,657	2,581	-	2,581	88	103.5
イ 法人	52,735	57,636	57,461	△ 14	57,447	4,712	108.9

税 目	令 和 8 年 度						比 較	
	令和7年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和7年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(D) - (A)	(%)		
3 地方消費税	65,227	73,556	73,556	-	73,556	8,329	112.8	
ア 譲渡割	42,805	50,628	50,628	-	50,628	7,823	118.3	
イ 貨物割	22,422	22,927	22,927	-	22,927	505	102.3	
4 不動産取得税	4,144	5,118	4,955	△ 45	4,910	766	118.5	
5 道府県たばこ税	1,499	1,531	1,531	-	1,531	32	102.1	
6 ゴルフ場利用税	418	429	429	-	429	11	102.6	
7 軽油引取税	8,997	9,043	8,917	△ 4,297	4,620	△ 4,377	51.4	
8 自動車税	16,551	16,532	16,452	△ 1,685	14,767	△ 1,784	89.2	
ア 環境性能割(～R8.3)	1,652	1,685	1,685	△ 1,685	-	△ 1,652	皆減	
イ 種別割(～R8.3)	14,899	14,847	14,767	△ 14,767	-	△ 14,899	皆減	
ウ 自動車税	-	-	-	14,767	14,767	14,767	皆増	
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
10 固定資産税(特例分等)	98	72	72	-	72	△ 26	73.5	
道府県普通税計	213,050	234,077	231,536	△ 6,043	225,493	12,443	105.8	
II 目的税								
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0	
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0	
III 道府県税小計	213,057	234,084	231,543	△ 6,043	225,500	12,443	105.8	
IV 東日本大震災による減免等	△ 39	△ 30	△ 30	-	△ 30	9	76.9	
V 道府県税計	213,018	234,054	231,513	△ 6,043	225,470	12,452	105.8	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	109,031	118,222	115,106	△ 16	115,090	6,059	105.6	
ア 個人均等割	2,006	2,088	2,014	-	2,014	8	100.4	
イ 所得割	89,989	96,976	94,089	-	94,089	4,100	104.6	
ウ 法人均等割	4,558	4,670	4,604	-	4,604	46	101.0	
エ 法人税割	12,478	14,488	14,400	△ 16	14,384	1,906	115.3	
2 固定資産税	101,240	107,103	105,424	-	105,424	4,184	104.1	
ア 土地	38,112	39,444	38,902	-	38,902	790	102.1	
イ 家屋	43,441	45,547	44,750	-	44,750	1,309	103.0	
ウ 償却資産	18,801	21,220	20,880	-	20,880	2,079	111.1	
エ 交付金	886	892	892	-	892	6	100.7	
3 軽自動車税	3,372	3,582	3,438	△ 207	3,231	△ 141	95.8	
ア 環境性能割(～R8.3)	237	253	253	△ 207	46	△ 191	19.4	
イ 種別割(～R8.3)	3,135	3,329	3,185	△ 3,185	-	△ 3,135	皆減	
ウ 軽自動車税	-	-	-	3,185	3,185	3,185	皆増	
4 市町村たばこ税	9,177	9,375	9,375	-	9,375	198	102.2	
5 鉱産税	22	26	26	-	26	4	118.2	
6 特別土地保有税	0	0	0	-	0	0	0.0	
市町村普通税計	222,842	238,308	233,369	△ 223	233,146	10,304	104.6	

税目	令和8年度					比較	
	令和7年度	現行法による見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による見込額	令和7年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	(A)	(B)	(B)	(C)	(B)+(C) (D)	(D)-(A)	(%)
II 目的税							
1 入湯税	222	242	238	-	238	16	107.2
2 事業所税	4,131	4,330	4,318	-	4,318	187	104.5
3 都市計画税	14,387	15,272	15,079	-	15,079	692	104.8
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	0.0
市町村目的税計	18,740	19,844	19,635	-	19,635	895	104.8
III 市町村税小計	241,582	258,152	253,004	△ 223	252,781	11,199	104.6
IV 東日本大震災による減免等	△ 107	△ 66	△ 66	-	△ 66	41	61.7
V 市町村税計	241,475	258,086	252,938	△ 223	252,715	11,240	104.7

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	(単位 億円)					比較	
	令和7年度	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額	改正法による見込額	令和7年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	(A)	(B)	(C)	(B)+(C) (D)	(D)-(A)	(%)	
道府県税	170,592	183,466	△ 4,645	178,821	8,229	104.8	
市町村税	283,901	300,985	△ 1,621	299,364	15,463	105.4	
合計	454,493	484,451	△ 6,266	478,185	23,692	105.2	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

附 表 令和8年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 45		△ 45
新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等（床面積要件の見直し）	△ 41		△ 41
免税点の引上げ	△ 9		△ 9
その他	6		6
軽油引取税	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,297		△ 4,297
車体課税	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
合 計	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 16	△ 32
法人住民税	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	△ 14		△ 14
再 計	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

- (注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
- 2 上記の他、特別法人事業譲与税の減収額は、初年度△6億円と見込まれる。
- 3 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。
- 4 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	府	個 人	個 人		
		1 均等割 (令和8年度課税見込人員67,021千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円		
道	府	2 所得割	2 所得割		
		(1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和8年度課税標準見込額1,666,971億円)	(1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)				
道	府	(2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(2) 一定税率 <ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合</p> <p>2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)</p> <p>2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額</p> <p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)</p> </div>		
		県	民	税	税
県	民	税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	道	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
			府
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和8年度課税標準見込額18,635億円）</p> <p>3 利子割 一定税率 100分の5</p>
			民
県	税	民	<p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和8年度課税標準見込額100,533億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p>
			税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 民 税	道 府 県 民 税	2 法人税割 法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2
		法 人 1 2、3、4に掲げる事業以外の事業 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。3及び4において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。3及び4において同様。）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（3及び4において同様。）。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 所得 ※ 当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを除く。 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業 収入金額	法 人 標準税率 1 2、3、4に掲げる法人以外の法人 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 100分の1 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 ※ 当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを除く。 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1
道 府 県 通 業 税	道 府 県 通 業 税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	<p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1) 1 (2)に掲げる法人以外の法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>個 人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得）</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1) 1 (2)に掲げる法人以外の法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業）を行う法人 収入割 100分の0.48 付加価値割 100分の0.77 資本割 100分の0.32</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍 （1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍）</p> <p>個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3</p> <p>制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 78分の22</p> <p>2 貨物割 一定税率 78分の22</p> <p>※ 消費税率換算 2.2% （軽減税率適用時 1.76%）</p>
		<p>不動産取得税</p> <p>取得した土地又は家屋の価格 (1) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (2) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (3) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (4) (2)、(3)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 動 車 税	道たばこ 府たばこ 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造 たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円
		ゴ リ 用 場 税	利用日数 標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円
		軽 引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量 一定税率 1キロリットルにつき 15,000円
		自 動 車 税	自動車の台数 標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 13,800円 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 15,700円 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超 17,900円 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 20,500円 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超 23,600円 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 27,200円 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 25,000円 1 リットル超 30,500円 1.5リットル以下 30,500円 1.5リットル超 36,000円 2 リットル以下 36,000円 2 リットル超 43,500円 2.5リットル以下 43,500円 2.5リットル超 50,000円 3 リットル以下 50,000円 3 リットル超 57,000円 3.5リットル以下 57,000円 3.5リットル超 65,500円 4 リットル以下 65,500円 4 リットル超 75,500円 4.5リットル以下 75,500円 4.5リットル超 87,000円 6 リットル以下 87,000円 6 リットル超 110,000円 2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動 車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 6,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 自 動 車 税		1 トン超 2 トン以下 9,000円
			2 トン超 3 トン以下 12,000円
			3 トン超 4 トン以下 15,000円
			4 トン超 5 トン以下 18,500円
			5 トン超 6 トン以下 22,000円
			6 トン超 7 トン以下 25,500円
			7 トン超 8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
			に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額
			自家用（けん引自動車及び被けん引自動車 を除く。）
			最大積載量 税額（年額）
			1 トン以下 8,000円
			1 トン超 2 トン以下 11,500円
			2 トン超 3 トン以下 16,000円
			3 トン超 4 トン以下 20,500円
			4 トン超 5 トン以下 25,500円
			5 トン超 6 トン以下 30,000円
			6 トン超 7 トン以下 35,000円
			7 トン超 8 トン以下 40,500円
			8 トン超 40,500円
			に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車
			営業用
	小型自動車 年額 7,500円		
	普通自動車 年額15,100円		
	自家用		
	小型自動車 年額10,200円		
	普通自動車 年額20,600円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 年額 3,900円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 年額 7,500円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500円に 8 トンを超える部分 1 トン までごとに3,800円を加算した額 (年額)		
	自家用		
	小型自動車 年額 5,300円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 年額10,200円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した 額(年額)		
	※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。		
	営業用		
	総排気量 加算額		
	1 リットル以下 3,700円		
	1 リットル超		
	1.5リットル以下 4,700円		
	1.5リットル超 6,300円		
	自家用		
	総排気量 加算額		
	1 リットル以下 5,200円		
	1 リットル超		
	1.5リットル以下 6,300円		
	1.5リットル超 8,000円		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
			4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
税	固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	目 的 税	狩 猟 税	狩猟者の登録
			<p>一定税率</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円</p> <p>2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円</p> <p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円</p> <p>5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3</p> <p>7 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (令和8年度課税見込人員67,021千人)	1 均等割 標準税率 年額3,000円		
町	通	2 所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、退 職所得金額又は山林所得金額から雑損 控除額、医療費控除額、社会保険料控除 額、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、障害 者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除 額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配 偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族 特別控除額及び基礎控除額を控除した 金額) (令和8年度課税標準見込額1,668,917 億円)	2 所得割 (1)		
		(2) 申告分離課税を選択した上場株式等 に係る配当所得等、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲 渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得 等及び先物取引に係る雑所得等につい ては、他の所得と区分した上場株式等 に係る課税配当所得等の金額、課税長 期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金 額、一般株式等に係る課税譲渡所得等 の金額、上場株式等に係る課税譲渡所 得等の金額又は先物取引に係る課税雑 所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金 額、課税退職所 得金額又は課税 山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区 域内に住所を有 する場合には 100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金 額、課税退職所 得金額又は課税 山林所得金額	100分の6 (指定都市の区 域内に住所を有 する場合には 100分の8)				
村	民		(2) 一定税率		
			<ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する 場合には、100分の4) 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する 場合には、100分の4) <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有 する場合には、100分の3.2) 2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に 住所を有する場合には、64万 円)と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金 額の100分の3(指定都市の区 域内に住所を有する場合は 100分の4)に相当する金 額との合計額</p>		
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	<p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）</p> <p>6,000万円を超える場合 144万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額との合計額</p>
			<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2）</p> <p>〔ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）〕</p> <p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）</p>
町	通	町	
村	税	村	
税	税	民	
		税	
		(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の6

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 通 村 民 税	市 町 村 民 税	法 人 1 均等割 (令和8年度納税義務者見込数4,228千人)	法 人 1 均等割 標準税率
			(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人等
			(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
	(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人		
		年額 50,000円	
		年額 120,000円	
		年額 130,000円	
		年額 150,000円	
		年額 160,000円	
		年額 400,000円	
		年額 410,000円	
		年額 1,750,000円	
		年額 3,000,000円	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村	普 通 軽 自 動 車 税	市 町 村 民 税	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4	
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格（適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え）	標準税率 100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率 100分の1.4
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (1) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(3)及び(5)に掲げるものを除く。 年額 2,000円 (2) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(3)に掲げるものを除く。又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (3) 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 (4) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(3)に掲げるものを除く。又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 (5) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (1) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (2) 三輪のもの 年額 3,900円 (3) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
	市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円
	鉱産税	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特保別土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
目的税	入湯税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
	事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
	都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
	水地利益利税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共施設同税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅開墾地税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、3兆1,932億円であり、前年度に比し、2,271億円（7.7%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	令和7年度 当初見込額	令和8年度			比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	令和7年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D) - (A)		
(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)				
1 地方揮発油譲与税	2,127	1,780	-	1,780	△	347	83.7
2 石油ガス譲与税	40	40	-	40		0	100.0
3 自動車重量譲与税	3,077	3,172	-	3,172		95	103.1
4 航空機燃料譲与税	145	145	-	145		0	100.0
5 特別とん譲与税	113	113	-	113		0	100.0
6 森林環境譲与税	689	666	-	666	△	23	96.7
7 特別法人事業譲与税	23,470	26,022	△	6		2,546	110.8
合 計	29,661	31,938	△	6		2,271	107.7

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、8,156億円であり、前年度に比し、6,220億円（321.3%）増加している。

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金として1,653億円を計上している。

(2) 軽油引取税減収補填特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

軽油引取税及び地方揮発油税における当分の間税率の廃止による令和8年度分の減収額の全額を補填するため、軽油引取税減収補填特例交付金として4,297億円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金として296億円を計上している。

(3) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

自動車税及び軽自動車税における環境性能割の廃止による令和8年度分の減収額の全額を補填するため、自動車税減収補填特例交付金として1,685億円、軽自動車税減収補填特例交付金として207億円を計上している。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として18億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、20兆1,848億円であり、前年度に比し、1兆2,274億円（6.5%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度	対前年度
					当初 (A) - (B)	最終 (A) - (C)
所 得 税(a)	25,325,000	22,666,000	1,993,000	24,659,000	2,659,000	666,000
法 人 税(b)	20,696,000	19,245,000	351,000	19,596,000	1,451,000	1,100,000
酒 税(c)	1,147,000	1,174,000	△ 62,000	1,112,000	△ 27,000	35,000
消 費 税(d)	26,688,000	24,908,000	635,000	25,543,000	1,780,000	1,145,000
地 方 交 付 税(e)	20,062,199	18,679,237	1,304,124	19,983,361	1,382,961	78,837
(1) (a) × 33.1%	8,382,575	7,502,446	659,683	8,162,129	880,129	220,446
(2) (b) × 33.1%	6,850,376	6,370,095	116,181	6,486,276	480,281	364,100
(3) (c) × 50%	573,500	587,000	△ 31,000	556,000	△ 13,500	17,500
(4) (d) × 19.5%	5,204,160	4,857,060	123,825	4,980,885	347,100	223,275
(5) 精算分等	△ 263,812	△ 730,264	435,435	△ 294,829	466,451	31,016
(6) 法定加算等	15,400	92,900	-	92,900	△ 77,500	△ 77,500
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	-	-	-
(8) 特別会計借入金 債務承継額と 同額の減額	△ 700,000	-	-	-	△ 700,000	△ 700,000
地 方 法 人 税(f)	2,449,900	2,177,300	137,200	2,314,500	272,600	135,400
地方法人税過年度精算分(g)	△ 24	△ 24	68,865	68,841	0	△ 68,865
返 還 金(h)	17	223	-	223	△ 206	△ 206
特別会計借入金償還(i)	△ 2,200,000	△ 2,594,449	-	△ 2,594,449	394,449	394,449
借入金等利子充当分(j)	△ 377,250	△ 227,000	-	△ 227,000	△ 150,250	△ 150,250
剰 余 金 の 活 用(k)	50,000	40,000	-	40,000	10,000	10,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(l)	200,000	200,000	△ 200,000	0	0	200,000
前年度からの繰越金(m)	-	682,157	-	682,157	△ 682,157	△ 682,157
翌年度への繰越金(n)	-	-	-	-	-	-
合 計(e)～(n)	20,184,841	18,957,444	1,310,189	20,267,633	1,227,397	△ 82,792

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、17兆7,138億円であり、前年度に比し、5,068億円（2.9%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	14,778,365	14,249,844	528,521
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,711,817	1,620,953	90,864
(2) その他普通補助負担金等	13,066,548	12,628,891	437,657
(ア) 生活扶助費等負担金	1,316,049	1,339,797	△ 23,748
(イ) 医療扶助費等負担金	1,439,004	1,397,577	41,427
(ウ) 介護扶助費等負担金	91,372	86,143	5,229
(エ) 児童保護費負担金	162,079	154,310	7,769
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	2,095,379	1,919,702	175,677
(カ) 児童手当等交付金	2,097,344	2,166,585	△ 69,241
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	571,975	400,429	171,546
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,875,766	1,800,177	75,589
(ケ) その他の補助負担金等	3,417,580	3,364,171	53,409
2 公共事業費補助負担金	2,688,279	2,708,448	△ 20,169
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,666,101	2,689,623	△ 23,522
(2) 災害復旧事業費補助負担金	22,179	18,825	3,354
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,740	30,740	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,800	7,800	0
5 交通安全対策特別交付金	43,817	47,485	△ 3,668
6 電源立地地域対策等交付金	116,773	115,090	1,683
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	42,852	42,422	430
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,135	5,181	△ 46
合 計	17,713,761	17,207,010	506,751

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、6兆1,448億円であり、前年度に比し、1,828億円(3.1%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	60,039	57,486	2,553
1	公共事業等	15,765	15,908	△ 143
2	公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17
3	災害復旧事業	1,127	1,127	0
4	教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003
	(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473
	(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
	(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386
	(4) 一般補助施設等	692	546	146
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	28,125	26,625	1,500
	(1) 一般	3,043	2,493	550
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,921	3,221	700
	(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	900	0
	(11) こども・子育て支援	450	450	0
	(12) デジタル活用推進	1,350	900	450
	(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	6,068	5,858	210
	(1) 辺地対策	549	539	10
	(2) 過疎対策	5,519	5,319	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調 整	100	100	0
公	営企業債	1,409	1,334	75
1	水道事業(上水道分)	708	674	34
2	工業用水道事業	1	2	△ 1
3	交通事業	266	284	△ 18
4	電気事業・ガス事業	0	1	△ 1
5	病院事業・介護サービス事業	434	373	61
退	職手当債	-	800	△ 800
合	計	61,448	59,620	1,828

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和8年度地方債計画は、物価高が継続する中、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）の確保への対応をするとともに、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和8年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	15,765	15,908	△ 143
2	公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17
3	災害復旧事業	1,127	1,127	0
4	教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003
	(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473
	(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2
	(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386
	(4) 一般補助施設等	692	546	146
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	28,125	26,625	1,500
	(1) 一般	3,043	2,493	550
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,921	3,221	700
	(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	900	0
	(11) こども・子育て支援	450	450	0
	(12) デジタル活用推進	1,350	900	450
	(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210
	(1) 辺地対策	600	590	10
	(2) 過疎対策	6,100	5,900	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	計	60,671	58,118	2,553

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	7,912	7,339	573
2 工 業 用 水 道 事 業	398	420	△ 22
3 交 通 事 業	1,652	1,584	68
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	173	260	△ 87
5 港 湾 整 備 事 業	634	618	16
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	6,378	5,998	380
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	456	395	61
8 地 域 開 発 事 業	991	1,346	△ 355
9 下 水 道 事 業	15,373	13,918	1,455
10 観 光 そ の 他 事 業	100	107	△ 7
計	34,067	31,985	2,082
合 計	94,738	90,103	4,635
三 退 職 手 当 債	-	800	△ 800
四 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(139)	(176)	(△ 37)
計	94,738	90,903	3,835
総 計	(139)	(176)	(△ 37)
内 訳 { 普 通 会 計 分	61,448	59,620	1,828
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	33,290	31,283	2,007
資 金 区 分			
公 的 資 金	40,292	38,761	1,531
財 政 融 資 資 金	23,546	22,688	858
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,746	16,073	673
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(139)	(176)	(△ 37)
民 間 等 資 金	54,446	52,142	2,304
市 場 公 募	34,000	32,600	1,400
銀 行 等 引 受	20,446	19,542	904

その他同意等の見込まれる項目

- 1 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生ずることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、28億円の減少を見込み、1兆5,016億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、2,451億円の増加を見込み、5兆947億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、63億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、180億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、102兆4,427億円であり、前年度に比し、5兆3,783億円（5.5%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	240,075	209,784	30,291	14.4
1	給与費	228,218	198,563	29,655	14.9
	(7) 義務教育教職員	62,563	59,454	3,109	5.2
	(イ) 警察関係職員	26,974	25,453	1,521	6.0
	(ウ) 消防職員	14,062	13,347	715	5.4
	(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	105,044	100,309	4,735	4.7
	(オ) 会計年度任用職員	19,575	—	19,575	皆増
2	退職手当	11,837	11,196	641	5.7
3	恩給費	20	25	△ 5	△ 20.0
II	一般行政経費	455,115	456,456	△ 1,341	△ 0.3
1	国庫補助負担金等を伴う もの	279,689	266,375	13,314	5.0
	(7) 生活保護費	37,951	37,646	305	0.8
	(イ) 児童保護費	13,738	13,028	710	5.4
	(ウ) 障害者自立支援給付費	41,908	38,394	3,514	9.2
	(エ) 後期高齢者医療給付費	31,994	30,924	1,070	3.5
	(オ) 介護給付費	36,953	35,923	1,030	2.9
	(カ) 児童手当等交付金	25,867	26,722	△ 855	△ 3.2
	(キ) 子どものための教育・ 保育給付交付金	33,478	32,244	1,234	3.8
	(ク) その他の一般行政経費	57,800	51,494	6,306	12.2
2	国庫補助負担金を伴わない もの	144,037	158,881	△ 14,844	△ 9.3
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	15,689	15,000	689	4.6
4	地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
5	地域デジタル社会推進費	1,500	2,000	△ 500	△ 25.0
6	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
III	地域未来基金費	4,000	—	4,000	皆増
IV	公債費	107,674	107,259	414	0.4
V	臨時財政対策債償還基金費	8,376	—	8,376	皆増
VI	維持補修費	16,275	15,525	750	4.8
VII	投資的経費	124,568	121,133	3,435	2.8
1	直轄事業負担金	5,622	5,499	123	2.2
2	公共事業費	51,308	51,997	△ 689	△ 1.3
	(7) 普通建設事業費	51,046	51,759	△ 713	△ 1.4
	(イ) 災害復旧事業費	262	238	24	10.1
	(直轄、補助事業計)	56,931	57,496	△ 565	△ 1.0

区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
3	一般事業費	34,333	30,392	3,941	13.0
	(ア) 普通建設事業費	34,020	30,090	3,930	13.1
	(イ) 災害復旧事業費	313	302	11	3.6
4	特別事業費	33,304	33,245	59	0.2
	(ア) 過疎対策事業費	12,610	12,379	231	1.9
	(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
	(ロ) 旧合併特例事業費	1,492	2,664	△ 1,172	△ 44.0
	(ハ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
	(ニ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
	(ホ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	(ヘ) 公共施設等適正管理推進事業費	5,000	5,000	0	0.0
	(ト) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	(チ) 脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
	(リ) こども・子育て支援事業費	500	500	0	0.0
	(ル) 高等学校教育改革等推進事業費	1,000	-	1,000	皆増
	（地方単独事業計）	67,637	63,637	4,000	6.3
VIII	公営企業繰出金	23,545	22,787	758	3.3
	1 収益勘定繰出金	11,523	10,829	694	6.4
	2 資本勘定繰出金	12,022	11,958	64	0.5
IX	地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	44,800	37,700	7,100	18.8
	歳出合計	1,024,427	970,644	53,783	5.5

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	30,291	29,377	VII 投資的経費	3,435	3,636
1 給与	29,655	28,741	1 直轄事業負担金	123	123
(7) 給与改定による増減	6,448	5,848	(7) 治山治水	43	43
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	407	404	(イ) 道路整備	15	15
(ウ) 職員数による増減	722	619	(ウ) 農業農村整備	18	18
(エ) 特別職の給与改定等による増減	114	114	(エ) その他	47	47
(オ) その他	21,964	21,756	2 公共事業費	△ 689	△ 488
(ア) 共済組合負担金の改定による増減	△ 515	△ 515	(7) 普通建設事業費	△ 713	△ 478
(イ) 再任用短時間勤務職員による増減	96	96	(a) 治山治水	△ 182	△ 88
(ロ) 会計年度任用職員による増減	19,575	19,575	(b) 道路整備	57	22
(ハ) その他	2,808	2,600	(c) 港湾空港鉄道等	△ 28	△ 13
2 退職手当	641	641	(d) 住宅都市環境	192	76
3 恩給費	△ 5	△ 5	(e) 生活環境施設整備	2	△ 1
II 一般行政経費	△ 1,341	△ 6,350	(f) 農林水産基盤整備	△ 109	△ 33
1 国庫補助負担金等を伴うもの	13,314	8,305	(g) 社会資本総合整備	△ 628	△ 328
(7) 生活保護費	305	76	(h) 推進費等	△ 87	△ 47
(イ) 児童保護費	710	355	(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 9
(ウ) 障害者自立支援給付費	3,514	1,757	(j) その他	72	△ 56
(エ) 後期高齢者医療給付費	1,070	1,068	(イ) 災害復旧事業費	24	△ 10
(オ) 介護給付費	1,030	1,031	(直轄、補助事業計)	△ 565	△ 364
(カ) 児童手当等交付金	△ 855	△ 163	3 一般事業費	3,941	3,941
(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	1,234	478	(7) 普通建設事業費	3,930	3,930
(ク) その他の一般行政経費	6,306	3,703	(イ) 災害復旧事業費	11	11
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 14,844	△ 14,844	4 特別事業費	59	59
(7) 一般行政経費	△ 14,844	△ 14,844	(7) 過疎対策事業費	231	231
(イ) 追加財政需要	0	0	(イ) 地域活性化事業費	0	0
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	689	689	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 1,172	△ 1,172
4 地方創生推進費	0	0	(エ) 防災対策事業費	0	0
5 地域デジタル社会推進費	△ 500	△ 500	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
6 地域社会再生事業費	0	0	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
III 地域未来基金費	4,000	4,000	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
IV 公債費	414	414	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
V 臨時財政対策債償還基金費	8,376	8,376	(ケ) 脱炭素化推進事業費	0	0
VI 維持補修費	750	750	(コ) こども・子育て支援事業費	0	0
			(ク) 高等学校教育改革等推進事業費	1,000	1,000
			(地方単独事業計)	4,000	4,000
			VIII 公営企業繰出金	758	758
			1 収益勘定繰出金	694	694
			2 資本勘定繰出金	64	64
			IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,100	7,100
			歳出増減額の合計	53,783	48,061

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和 8 年度		令和 7 年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	240,075	23.4	209,784	21.6
2 一 般 行 政 経 費	455,115	44.4	456,456	47.0
3 地 域 未 来 基 金 費	4,000	0.4	-	-
4 公 債 費	107,674	10.5	107,259	11.1
5 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金 費	8,376	0.8	-	-
6 維 持 補 修 費	16,275	1.6	15,525	1.6
7 投 資 的 経 費	124,568	12.2	121,133	12.5
8 公 営 企 業 繰 出 金	23,545	2.3	22,787	2.3
9 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	44,800	4.4	37,700	3.9
歳 出 合 計	1,024,427	100.0	970,644	100.0

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- ① 社会保障施策に要する経費 24兆6,045億円
- ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 16兆6,217億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆8,881億円	5兆2,042億円	9兆 923億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、24兆75億円であり、前年度に比し、3兆291億円（14.4%）増加している。令和8年度においては、会計年度任用職員の給与等を一般行政経費（単独）から移し替えており、これによる増（給与改定の影響額を含む。）は1兆9,575億円である。これを除くと、前年度に比し、1兆716億円（5.1%）の増となる。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増等を見込むことにより、13,577人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費

給与費の総額は、22兆8,218億円であり、前年度に比し、2兆9,655億円（14.9%）増加している。

給与費の内訳は、次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6兆2,563億円となり、前年度に比し、3,109億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は、2兆6,974億円であり、前年度に比し、1,521億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は、1兆4,062億円であり、前年度に比し、715億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費は、10兆5,044億円であり、前年度に比し、4,735億円増加している。

オ 会計年度任用職員の給与費

会計年度任用職員の給与費は、1兆9,575億円である。

(2) 退職手当

退職手当の総額は、1兆1,837億円であり、前年度に比し、641億円（5.7%）増加している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は、20億円であり、前年度に比し、5億円（20.0%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和7年度 計画人員	増 減 数	令和8年度 計画人員
1 義務教育教職員	691,699	4,625	696,324
(1) 小学校教職員	408,150	△ 1,646	406,504
(2) 中学校教職員	232,234	5,459	237,693
(3) 特別支援学校教職員	51,315	812	52,127
2 非義務教育教員	213,334	△ 1,745	211,589
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	197,887	△ 830	197,057
(2) 大学教員	659	3	662
(3) 幼稚園教員	14,788	△ 918	13,870
3 警察官	254,965	754	255,719
4 消防職員	163,258	1,035	164,293
5 一般職員	1,003,411	8,908	1,012,319
(1) 高校事務職員等	31,600	77	31,677
(2) 警察事務職員	24,700	61	24,761
(3) その他一般職員	944,419	8,809	953,228
(4) 補助職員等	2,692	△ 39	2,653
合 計	2,326,667	13,577	2,340,244

(注) 1 「5 一般職員 (3)その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増(692人)及び民間委託等の推進による減(△748人)を含む。
2 令和8年度計画人員には、定年引上げに伴う一時的な職員数の増(7,531人)を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、45兆5,115億円であり、前年度に比し、1,341億円(0.3%)減少している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、27兆9,689億円であり、前年度に比し、1兆3,314億円(5.0%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)-(B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(内閣府所管)												
都道府県警察費補助金	30,876	26,053	56,928	31,114	26,201	57,315	△	238	△	148	△	387
子どものための教育・保育給付交付金	1,875,766	1,471,993	3,347,758	1,800,177	1,424,191	3,224,368	75,589	47,802	123,390			
児童手当等交付金	2,097,344	489,315	2,586,660	2,166,585	505,596	2,672,181	△	69,241	△	16,281	△	85,521
児童保護費負担金	162,079	162,079	324,158	154,310	154,310	308,620	7,769	7,769	15,538			
児童扶養手当給付費負担金	153,199	306,398	459,597	153,018	306,037	459,055	181	361	542			
地域未来交付金	62,886	60,678	123,564	85,812	83,579	169,391	△	22,926	△	22,901	△	45,827
その他	1,169,559	1,162,821	2,332,380	1,095,451	1,081,442	2,176,893	74,108	81,379	155,487			
内閣府計	5,551,709	3,679,337	9,231,046	5,486,467	3,581,356	9,067,823	65,242	97,981	163,223			
(総務省所管)												
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,487	5,487	10,973	4,986	4,986	9,972	501	501	1,001			
マイナンバーカード交付事務費補助金	9,805	-	9,805	7,479	-	7,479	2,326	-	2,326			
その他	439,724	686	440,410	451,974	435	452,409	△	12,250	251	△	11,999	
総務省計	455,016	6,173	461,189	464,439	5,421	469,860	△	9,423	752	△	8,671	
(法務省所管)												
外国人受入環境整備交付金等	4,490	1,044	5,534	3,419	978	4,397	1,071	66	1,137			
(文部科学省所管)												
特別支援教育就学奨励費負担金	5,413	5,413	10,826	5,379	5,379	10,758	34	34	68			
私立高等学校等経常費助成費補助金	96,021	-	96,021	97,025	-	97,025	△	1,004	-	△	1,004	
高等学校等就学支援金交付金	414,212	138,071	552,283	230,961	-	230,961	183,251	138,071	321,322			
給食費負担軽減交付金	164,883	163,943	328,826	-	-	-	164,883	163,943	328,826			
その他	115,706	142,899	258,605	148,018	134,434	282,452	△	32,312	8,465	△	23,847	
文部科学省計	796,235	450,326	1,246,560	481,383	139,813	621,196	314,852	310,513	625,364			
(厚生労働省所管)												
保健事業費等補助金	27,820	27,435	55,255	28,737	28,382	57,119	△	917	△	947	△	1,864
結核医療費負担金	2,992	1,195	4,188	2,959	1,191	4,150	33	4	38			
精神保健費等負担金	8,895	4,327	13,221	8,443	4,160	12,603	452	167	618			
生活扶助費等負担金	1,316,049	438,572	1,754,621	1,339,797	446,491	1,786,288	△	23,748	△	7,919	△	31,667
医療扶助費等負担金	1,439,004	479,668	1,918,672	1,397,577	465,859	1,863,436	41,427	13,809	55,236			
介護扶助費等負担金	91,372	30,457	121,829	86,143	28,714	114,857	5,229	1,743	6,972			
身体障害者保護費負担金	2,544	2,544	5,088	2,441	2,441	4,882	103	103	206			
障害者自立支援給付費等負担金	2,095,379	2,095,379	4,190,759	1,919,702	1,919,702	3,839,404	175,677	175,677	351,355			
後期高齢者医療給付費等負担金	7,484	3,191,940	3,199,424	7,194	3,085,183	3,092,377	290	106,757	107,047			
介護給付費等負担金	-	3,695,320	3,695,320	-	3,592,256	3,592,256	-	103,064	103,064			
在宅福祉事業費補助金	2,421	3,856	6,277	2,431	3,987	6,418	△	10	△	131	△	141
保険基盤安定等負担金	143,190	233,754	376,943	229,315	223,315	452,630	△	86,125	10,439	△	75,687	
職業転換訓練費負担金	975	975	1,950	1,029	1,029	2,058	△	54	△	54	△	108
その他	710,947	608,969	1,319,916	705,357	601,983	1,307,340	5,590	6,986	12,576			
厚生労働省計	5,849,071	10,814,392	16,663,463	5,731,125	10,404,693	16,135,818	117,946	409,699	527,645			

区 分	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
家畜伝染病予防費負担金	3,202	2,213	5,415	3,202	2,140	5,342	0	73	73
日本型直接支払交付金	78,709	79,734	158,443	78,709	79,995	158,704	0 △	261 △	261
その他の	49,762	7,940	57,702	46,462	6,329	52,791	3,300	1,611	4,911
農林水産省計	131,673	89,887	221,560	128,373	88,464	216,837	3,300	1,423	4,723
(経済産業省所管)									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,277	21	12,298	13,063	21	13,084 △	786	0 △	786
その他の	12,983	2,212	15,195	13,294	1,890	15,184 △	311	322	11
経済産業省計	25,260	2,233	27,493	26,357	1,911	28,268 △	1,097	322 △	775
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	3,160	3,160	6,320	3,160	3,160	6,320	0	0	0
その他の	16,828	12,803	29,631	14,338	12,544	26,882	2,490	259	2,749
国土交通省計	19,988	15,963	35,951	17,498	15,704	33,202	2,490	259	2,749
(環境省所管)									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	55,794	44,134	99,927	49,099	34,656	83,755	6,695	9,478	16,172
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	188	-	188	183	-	183	5	-	5

合 計	12,889,423	15,103,487	27,992,911	12,388,343	14,272,996	26,661,339	501,080	830,491	1,331,572
補助職員等の組替えによる減	△ 24,060	-	△ 24,060	△ 23,845	-	△ 23,845	△ 215	-	△ 215
再 計	12,865,363	15,103,487	27,968,850	12,364,498	14,272,996	26,637,494	500,865	830,491	1,331,356

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 地域未来交付金の令和7年度の額は、令和7年度地方財政計画の歳出に計上された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の額である。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆4,037億円であり、前年度に比し、1兆4,844億円(9.3%)減少している。

社会保障関係費の増加やサービス・施設管理等の委託料の増加、会計年度任用職員の給与等の給与関係経費への移し替え等を適切に反映した計上を行うこととしている。

また、貸付金1兆9,178億円のほか、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上するとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう、4,000億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)4,567億円、都道府県繰入金5,850億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)4,272億円を合算した1兆5,689億円であり、前年度に比し、689億円(4.6%)増加している。

(4) 地方創生推進費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 地域デジタル社会推進費

地方団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、1,500億円を計上しており、前年度に比し、500億円(25.0%)減少している。

(6) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

3 地域未来基金費

都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、4,000億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元金償還金は、10兆7,674億円(元金償還金9兆7,231億円、利払費1兆443億円)であり、前年度に比し、414億円(0.4%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

令和8年度償還金(A)			令和7年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
97,231	10,443	107,674	97,816	9,444	107,259	△ 585	999	414

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(参考表) 地 方 債 見 込 現 在 高

令和7年度 末現在高 (A)	令 和 8 年 度		令和8年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)		
1,332,544	61,458	97,452	1,296,550	△ 35,994

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 東日本大震災分の地方債を含む。

5 臨時財政対策債償還基金費

地方財政の健全化に資するため、8,376億円を計上している。

6 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆6,275億円であり、前年度に比し、750億円（4.8%）増加している。

このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

7 投資的経費

投資的経費の総額は、12兆4,568億円であり、前年度に比し、3,435億円（2.8%）増加している。

なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆7,637億円を計上しており、前年度に比し、4,000億円（6.3%）増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,622億円であり、前年度に比し、123億円（2.2%）増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,308億円であり、前年度に比し、689億円（1.3%）減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,046億円で、前年度に比し、713億円（1.4%）減少しており、災害復旧事業費は、262億円で、前年度に比し、24億円（10.1%）増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和8年度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 治 水	606,899	133,796	26,020	766,715
河 川	338,117	64,959	-	403,076
砂 防	74,488	27,308	-	101,796
ダ ム	194,295	41,528	26,020	261,843
2 治 山	8,250	3,348	-	11,599
3 海 岸	18,467	6,450	-	24,917
農 林	2,032	847	-	2,878
運 輸	7,408	2,572	-	9,980
建 設	9,027	3,032	-	12,058
4 道 路 整 備	1,311,427	290,764	-	1,602,191
5 港 湾	121,362	62,279	-	183,641
6 空 港	135,784	7,233	-	143,016
7 都 市 環 境	22,683	932	-	23,616
8 農 業 農 村 整 備	140,479	25,379	-	165,858
9 森 林 水 産 基 盤	11,818	3,846	-	15,664
10 災 害 関 連	8,009	3,541	-	11,550
11 災 害 復 旧	11,108	4,470	39	15,617
河 川 等	4,719	2,235	39	6,993
港 湾 等	3,431	933	-	4,364
道 路 等	2,447	1,196	-	3,643
山 林 施 設 等	511	106	-	618
12 推 進 費 等	12,364	3,132	-	15,496
計 (a)	2,408,651	545,170	26,059	2,979,880
既往年度における農業農村整備負担金等	-	17,071	-	17,071
総 計 (計画計上分)	2,408,651	562,241	26,059	2,996,951

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 7,180	7,393	2,422	2,635
(a) + (b)	2,401,471	552,563	28,481	2,982,515

- (注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
 2 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 3 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 4 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和7年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
596,785	129,516	29,229	755,530	10,114	4,280	△ 3,209	11,185
328,372	61,027	-	389,399	9,745	3,932	-	13,677
74,290	26,944	-	101,234	198	364	-	562
194,123	41,545	29,229	264,897	172	△ 17	△ 3,209	△ 3,054
8,246	3,288	-	11,534	4	60	-	65
18,988	6,548	-	25,536	△ 521	△ 98	-	△ 619
2,499	830	-	3,329	△ 467	17	-	△ 451
7,231	2,547	-	9,778	177	25	-	202
9,258	3,171	-	12,429	△ 231	△ 139	-	△ 371
1,306,579	289,313	-	1,595,892	4,848	1,451	-	6,299
117,040	60,345	-	177,385	4,322	1,934	-	6,256
133,477	7,367	-	140,844	2,307	△ 134	-	2,172
22,327	599	-	22,926	356	333	-	690
133,544	23,559	-	157,103	6,935	1,820	-	8,755
11,354	4,028	-	15,382	464	△ 182	-	282
7,251	3,170	-	10,421	758	371	-	1,129
14,348	6,360	60	20,768	△ 3,240	△ 1,890	△ 21	△ 5,151
5,736	2,743	60	8,539	△ 1,017	△ 508	△ 21	△ 1,546
2,457	699	-	3,156	974	234	-	1,208
5,711	2,826	-	8,537	△ 3,264	△ 1,630	-	△ 4,894
444	92	-	536	67	14	-	82
12,092	3,114	-	15,206	272	18	-	290
2,382,031	537,207	29,289	2,948,527	26,620	7,963	△ 3,230	31,353
-	12,693	-	12,693	-	4,378	-	4,378
2,382,031	549,900	29,289	2,961,220	26,620	12,341	△ 3,230	35,731

△ 2,733	7,978	2,600	7,845	△ 4,447	△ 585	△ 178	△ 5,210
2,379,298	545,185	31,889	2,956,372	22,173	7,378	△ 3,408	26,143

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。
区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
1 一 般 公 共									
(1) 治 山 治 水	118,189	121,906	240,095	127,602	130,711	258,313	△ 9,413	△ 8,805	△ 18,218
(2) 道 路 整 備	388,019	311,328	699,347	384,553	309,135	693,688	3,466	2,193	5,659
(3) 港湾空港鉄道等	23,928	70,862	94,790	25,409	72,189	97,598	△ 1,481	△ 1,327	△ 2,808
(4) 住宅都市環境	257,966	246,133	504,100	246,333	238,576	484,909	11,633	7,557	19,191
(5) 生活環境施設整備	43,486	75,598	119,083	43,234	75,666	118,900	252	△ 68	183
(6) 農林水産基盤整備	279,362	213,310	492,672	286,960	216,653	503,613	△ 7,598	△ 3,343	△ 10,941
(7) 社会資本総合整備	949,167	1,085,806	2,034,973	979,258	1,118,559	2,097,817	△ 30,091	△ 32,753	△ 62,844
(8) 推 進 費 等	58,242	59,138	117,380	62,243	63,874	126,117	△ 4,001	△ 4,736	△ 8,737
(9) 災 害 関 連 小 計	8,637	6,825	15,462	6,608	5,073	11,681	2,029	1,752	3,781
(10) 後進地域等地方 団体に対する国庫 負担かさ上げ額	47,886	△ 47,886	-	47,010	△ 47,010	-	876	△ 876	-
計 (a)	2,174,882	2,143,019	4,317,901	2,209,210	2,183,426	4,392,636	△ 34,328	△ 40,407	△ 74,735
2 そ の 他 公 共									
(1) 文 教 施 設	81,955	71,850	153,805	84,788	75,906	160,694	△ 2,833	△ 4,056	△ 6,889
(2) 厚生労働施設	53,096	29,620	82,716	56,770	34,438	91,208	△ 3,674	△ 4,818	△ 8,492
(3) 小笠原諸島振興 開発事業	832	484	1,316	896	597	1,493	△ 64	△ 113	△ 177
(4) 防衛施設運営等 関連施設	72,382	29,403	101,785	66,968	24,682	91,650	5,414	4,721	10,135
(5) 都道府県警察施設	22,182	22,182	44,364	23,321	23,308	46,629	△ 1,139	△ 1,126	△ 2,265
(6) 消 防 施 設 等	1,372	1,962	3,335	1,373	2,101	3,474	△ 1	△ 139	△ 139
(7) 過疎地域集落整備 事業	185	237	422	185	237	422	0	0	0
(8) 防災集団移転促 進事業等	709	236	946	550	234	784	159	2	162
(9) 農村振興対策事業	58,472	33,874	92,346	55,558	31,253	86,811	2,914	2,621	5,535
(10) そ の 他 小 計	199,996	105,688	305,684	189,989	110,166	300,155	10,007	△ 4,478	5,529
(11) 北方領土隣接地 域に対する国庫 負担かさ上げ額	37	△ 37	-	15	△ 15	-	22	△ 22	-
計 (b)	491,219	295,500	786,719	480,413	302,907	783,320	10,806	△ 7,407	3,399
合計(a) + (b) (c)	2,666,101	2,438,520	5,104,620	2,689,623	2,486,333	5,175,956	△ 23,522	△ 47,813	△ 71,336

区 分	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	21,751	3,820	25,571	18,398	4,795	23,193	3,353 △	975	2,378
(2) 文教施設	427	214	642	427	215	642	0 △	1 △	0
計 (d)	22,179	4,034	26,213	18,825	5,010	23,835	3,354 △	976	2,378
総計 (c) + (d)	2,688,279	2,442,554	5,130,833	2,708,448	2,491,343	5,199,791	△ 20,169	△ 48,789	△ 68,958

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 「1 一般公共 (8) 推進費等」の令和8年度の額には、地域未来交付金（地域未来推進型）のインフラ整備事業分（国庫補助負担額等50,008百万円、地方負担額47,497百万円）を、「2 その他公共 (10) その他」の令和8年度の額には、地域未来交付金（地域未来推進型）の拠点整備事業分（国庫補助負担額等41,337百万円、地方負担額41,337百万円）を含む。

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、3兆4,333億円を計上しており、前年度に比し、3,941億円（13.0%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として3兆4,020億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和7年発生災害及び現年発生災害に係る令和8年度における復旧事業費として313億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆3,304億円を計上しており、前年度に比し、59億円（0.2%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆2,610億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として1,492億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として5,000億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

ケ 脱炭素化推進事業費

地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業費として1,000億円を計上している。

コ こども・子育て支援事業費

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施できるよう、こども・子育て支援事業費として500億円を計上している。

サ 高等学校教育改革等推進事業費

公立高校等における人材育成に向けた施設設備の整備を推進できるよう、高等学校教育改革等推進事業費として1,000億円を計上している。

8 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆3,545億円であり、前年度に比し、758億円(3.3%)増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆2,431億円であり、前年度に比し、37億円(0.3%)増加している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,523億円であり、前年度に比し、694億円(6.4%)増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	令和8年度(A)	令和7年度(B)	増減額(A)-(B)		
1	水道事業	270	234		36	
2	交通事業	126	167	△	41	
3	病院事業	5,648	5,353		295	
4	下水道事業	4,387	4,070		317	
5	その他の事業	1,092	1,005		87	
	合 計	11,523	10,829		694	

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆2,022億円であり、前年度に比し、64億円(0.5%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			令和8年度(A)	令和7年度(B)	増減額(A)-(B)
1	水	道	事業	970	938	32
2	交	通	事業	362	362	0
3	病	院	事業	2,705	2,524	181
4	下	水	道事業	7,693	7,842	△ 149
5	そ	の	他の事業	292	292	0
	合		計	12,022	11,958	64

9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、7,100億円(18.8%)の増加を見込み、4兆4,800億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、39兆7,766億円であり、前年度に比し、1兆6,003億円(4.2%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で34兆6,458億円(前年度比1兆6,692億円、5.1%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,046億円(前年度比713億円、1.4%減)、災害復旧事業費で262億円(前年度比24億円、10.1%増)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 普通補助負担金等関係									
(1) 内閣府所管	5,551,709	3,679,337	9,231,046	5,486,467	3,581,356	9,067,823	65,242	97,981	163,223
(2) 総務省所管	455,016	6,173	461,189	464,439	5,421	469,860	△ 9,423	752	△ 8,671
(3) 法務省所管	4,490	1,044	5,534	3,419	978	4,397	1,071	66	1,137
(4) 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 文部科学省所管	796,235	450,326	1,246,560	481,383	139,813	621,196	314,852	310,513	625,364
(7) 厚生労働省所管	5,849,071	10,814,392	16,663,463	5,731,125	10,404,693	16,135,818	117,946	409,699	527,645
(8) 農林水産省所管	131,673	89,887	221,560	128,373	88,464	216,837	3,300	1,423	4,723
(9) 経済産業省所管	25,260	2,233	27,493	26,357	1,911	28,268	△ 1,097	322	△ 775
(10) 国土交通省所管	19,988	15,963	35,951	17,498	15,704	33,202	2,490	259	2,749
(11) 環境省所管	55,794	44,134	99,927	49,099	34,656	83,755	6,695	9,478	16,172
(12) 防衛省所管	188	-	188	183	-	183	5	-	5
小計((1)~(12))	12,889,423	15,103,487	27,992,911	12,388,343	14,272,996	26,661,339	501,080	830,491	1,331,572
(13) 義務教育職員給与費	1,711,817	4,941,083	6,652,900	1,620,953	4,694,296	6,315,249	90,864	246,787	337,651
計((1)~(13))	14,601,240	20,044,570	34,645,811	14,009,296	18,967,292	32,976,588	591,944	1,077,278	1,669,223
2 公共事業費補助負担金関係									
(1) 普通建設事業費	2,666,101	2,438,520	5,104,620	2,689,623	2,486,333	5,175,956	△ 23,522	△ 47,813	△ 71,336
(2) 災害復旧	22,179	4,034	26,213	18,825	5,010	23,835	3,354	△ 976	2,378
計((1)~(2))	2,688,279	2,442,554	5,130,833	2,708,448	2,491,343	5,199,791	△ 20,169	△ 48,789	△ 68,958
総計(1+2)	17,289,520	22,487,124	39,776,644	16,717,744	21,458,635	38,176,379	571,776	1,028,489	1,600,265

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	12,820,627	17,332,635	30,153,261
地方財政法第10条の2関係経費	1,127,655	915,037	2,042,692
地方財政法第10条の3関係経費	26,696	6,948	33,644
地方財政法第34条関係経費	-	-	-
総 計	13,974,977	18,254,620	32,229,597

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,711,817	3,423,634	5,135,451
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	67,590	61,049	128,639
4	生活保護に要する経費	2,846,424	948,697	3,795,121
5	感染症の予防に要する経費	5,659	3,793	9,452
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,624	1,247	2,871
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	182,139	177,714	359,853
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	718,134	718,134	1,436,268
10	女性相談支援センターに要する経費	1,163	1,163	2,327
11	知的障害者の援護に要する経費	1,193,954	1,193,954	2,387,909
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	7,484	3,191,940	3,199,424
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,839,518	3,839,518
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	710,335	710,335	1,420,670
15	児童手当に要する経費	2,097,344	489,315	2,586,660
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	143,287	247,000	390,287
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,157	291	1,448
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	48,069	16,023	64,093
19	児童扶養手当に要する経費	153,199	306,398	459,597
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,446	3,369	6,815
21	家畜伝染病予防に要する経費	3,202	2,213	5,415
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	130	130	260

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	394	388	782
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	10,356	10,356	20,712
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	5,413	5,413	10,826
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,849	6,855	13,704
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補てんに要する経費並びに国の機 関と共同して行う国民の保護のため の措置及び緊急対処保護措置につい での訓練に要する経費	165	-	165
29	高等学校等就学支援金の支給に要す る経費	571,975	190,657	762,631
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける埋葬及び火葬に要する経費並び に新型インフルエンザ等対策に係る 臨時の医療施設における医療の提供、 損失の補償若しくは実費の弁償又は 損害の補償に要する経費	45	45	90
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	93,408	45,622	139,030
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	137,559	137,559	275,118
33	妊婦のための支援給付に要する経費、 子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）、 子育てのための施設等利用給付に要 する経費（地方公共団体又は公立大学 法人の設置する認定こども園、幼稚園 又は特別支援学校に係るものを除 く。）及び乳児等のための支援給付に 要する経費	2,039,087	1,557,831	3,596,918
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	25,826	8,609	34,434
35	都道府県知事の確認を受けた専門学 校（地方公共団体又は地方独立行政法 人が設置するものを除く。）に係る授 業料等減免に要する経費	33,381	33,381	66,763
	計	12,820,627	17,332,635	30,153,261
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,127,655	915,037	2,042,692
	計	1,127,655	915,037	2,042,692
10の3	1 災害救助事業に要する経費	2,790	2,790	5,580
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要 する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	23,766	4,018	27,784
	計	26,696	6,948	33,644
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,217億円であり、前年度に比し、487億円（18.0%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	539	871	△ 332	△ 38.1
II	一般財源充当分	63	33	30	90.9
III	国庫支出金	1,552	1,731	△ 179	△ 10.3
IV	地方債	10	11	△ 1	△ 9.1
V	雑収入	53	58	△ 5	△ 8.6
	歳入合計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和8年度		令和7年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	539	24.3	871	32.2
2	一般財源充当分	63	2.8	33	1.2
3	国庫支出金	1,552	70.0	1,731	64.0
4	地方債	10	0.5	11	0.4
5	雑収入	53	2.4	58	2.2
	歳入合計	2,217	100.0	2,704	100.0

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、539億円であり、前年度に比し、332億円（38.1%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和8年度 (A)	令 和 7 年 度			増 減 額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	45,595	65,850	-	65,850	△ 20,255	△ 20,255
前年度からの年度 調 整 分(b)	8,300	18,700	-	18,700	△ 10,400	△ 10,400
返 還 金(c)	51	2,594	-	2,594	△ 2,543	△ 2,543
合 計 (a)~(c)	53,947	87,145	-	87,145	△ 33,198	△ 33,198

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、63億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,552億円であり、前年度に比し、179億円（10.3%）減少している。
国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 災 害 救 助 費 等 負 担 金	64	390	△ 326
2 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	11,589	7,488	4,101
3 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	1,330	25,981	△ 24,651
4 災 害 公 営 住 宅 等 家 賃 対 策 補 助	20,895	22,397	△ 1,502
5 放 射 線 量 低 減 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 金	4,399	1,141	3,258
6 中 小 企 業 組 合 等 共 同 施 設 等 災 害 復 旧 費 補 助 金	606	1,072	△ 466
7 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	59,062	59,937	△ 875
8 そ の 他	57,260	54,728	2,532
合 計	155,205	173,134	△ 17,929

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、10億円であり、前年度に比し、1億円（9.1%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	10	11	△ 1
1	公営住宅建設事業	8	10	△ 2
2	一般単独事業	2	1	1
	一 般	2	1	1
	合 計	10	11	△ 1

(2) 地方債計画

令和8年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和8年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	8	10	△ 2
2	災害復旧事業	1	1	0
3	一般単独事業	2	1	1
二	公営企業債			
1	水道事業	4	3	1
2	下水道事業	1	-	1
三	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)
	総 計	16	15	1
		(1)	(1)	(0)
内訳	普通会計分	10	11	△ 1
	公営企業会計等分	6	4	2

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
					12	11	1
	地	方	公	共	団	体	金
				融	機	構	資
				金	4	4	0
	(国	の	予	算	等	貸
				付	1)	1)	0)
				金			

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入及び貸付金の回収金を53億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,217億円であり、前年度に比し、487億円（18.0%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和8年度		令和7年度		増減率	
	金額 (A)	金額 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)	増減額	増減率 (%)
I 給与関係経費	40	49	△ 9	△ 18.4		
II 一般行政経費	1,119	1,129	△ 10	△ 0.9		
1 国庫補助負担金等を伴うもの	903	853	50	5.9		
2 国庫補助負担金を伴わないもの	215	276	△ 61	△ 22.1		
III 公債費	53	58	△ 5	△ 8.6		
IV 投資的経費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5		
1 公共事業費	1,005	1,468	△ 463	△ 31.5		
2 一般事業費	0	0	△ 0	△ 0.0		
V 公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0		
歳出合計	2,217	2,704	△ 487	△ 18.0		

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 9	△ 6	III 公債費	△ 5	△ 5
1 職員数による増減	△ 10	△ 8	IV 投資的経費	△ 463	△ 238
2 その他	2	2	1 公共事業費	△ 463	△ 238
II 一般行政経費	△ 10	△ 57	2 一般事業費	△ 0	△ 0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	50	3	V 公営企業繰出金	△ 0	△ 0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 61	△ 61			
			歳出増減額の合計	△ 487	△ 308

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和8年度		令和7年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	40	1.8	49	1.8
2 一 般 行 政 経 費	1,119	50.5	1,129	41.8
3 公 債 費	53	2.4	58	2.1
4 投 資 的 経 費	1,005	45.3	1,468	54.3
5 公 営 企 業 繰 出 金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,217	100.0	2,704	100.0

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、40億円であり、前年度に比し、9億円(18.4%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について、前年度に比し、108人減員の344人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、32億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し、11人減員の92人を見込むことにより、9億円を計上している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,119億円であり、前年度に比し、10億円(0.9%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、903億円であり、前年度に比し、50億円(5.9%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	-	4,399	1,141	-	1,141	3,258	-	3,258
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	303	909	1,072	486	1,558	△ 466	△ 183	△ 649
災害救助費等負担金	64	64	129	390	390	780	△ 326	△ 326	△ 651
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	5,508	775	6,283	7,510	1,111	8,621	△ 2,002	△ 336	△ 2,338
災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	7,958	28,853	22,397	6,417	28,814	△ 1,502	1,541	39
その他の	47,469	2,291	49,760	41,686	2,654	44,340	5,783	△ 363	5,420
合計	78,941	11,392	90,333	74,196	11,058	85,254	4,745	334	5,079

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、215億円であり、前年度に比し、61億円(22.1%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分21億円、条例減免分4億円、福島復興再生特別措置法等に基づく特例措置分92億円を合算した117億円を計上している。

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等99億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、53億円(元金償還金50億円、利払費3億円)であり、前年度に比し、5億円(8.6%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和8年度償還金(A)			令和7年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
50	3	53	55	3	58	△ 5	0	△ 5

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,005億円であり、前年度に比し、463億円（31.5%）減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,005億円であり、前年度に比し、463億円（31.5%）減少している。

公共事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2) 一般事業費

一般事業費は、15百万円を計上している。

第11表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
社会資本整備総合交付金	1,330	1,243	2,573	25,981	22,679	48,660	△ 24,651	△ 21,436	△ 46,087
河川等災害復旧事業費補助	11,589	334	11,923	7,488	221	7,709	4,101	113	4,214
福島再生加速化交付金	59,062	18,280	77,342	59,937	18,217	78,154	△ 875	63	△ 812
その他の	3,419	5,259	8,678	4,452	7,810	12,262	△ 1,033	△ 2,551	△ 3,584
合 計	75,401	25,116	100,517	97,858	48,927	146,785	△ 22,457	△ 23,811	△ 46,268

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、1百万円である。

事業別の内訳は、第12表のとおりである。

第12表 公営企業繰出金の内訳

区 分	(単位 百万円)			
	令和8年度(A)	令和7年度(B)	増減額(A)－(B)	
水道事業	1	18	△	17
合 計	1	18	△	17

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、1,940億円であり、前年度に比し、420億円（17.8%）減少している。その内訳は、第13表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第14表のとおりである。

第13表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和8年度(A)			令和7年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	64	64	129	390	390	780 △	326 △	326 △	651
河川等災害復旧事業費補助	11,589	334	11,923	7,488	221	7,709	4,101	113	4,214
社会資本整備総合交付金	1,330	1,243	2,573	25,981	22,679	48,660 △	24,651 △	21,436 △	46,087
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	4,399	-	4,399	1,141	-	1,141	3,258	-	3,258
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	606	303	909	1,072	486	1,558 △	466 △	183 △	649
福島再生加速化交付金	59,062	18,280	77,342	59,937	18,217	78,154 △	875	63 △	812
災害公営住宅等家賃対策補助	20,895	7,958	28,853	22,397	6,417	28,814 △	1,502	1,541	39
そ の 他	57,260	10,570	67,830	54,728	14,441	69,169	2,532 △	3,871 △	1,339
合 計	155,205	38,753	193,958	173,134	62,851	235,985 △	17,929 △	24,098 △	42,027

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第14表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	21,915	9,738	31,653
地方財政法第10条の2	関係経費	2,185	1,926	4,111
地方財政法第10条の3	関係経費	12,142	375	12,517
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	36,242	12,039	48,281

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	864	1,728	2,592
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 女性相談支援センターに要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	21,051	8,010	29,061
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	-	-	-
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
33	妊婦のための支援給付に要する経費、 子どものための教育・保育給付に要す る経費(地方公共団体の設置する教育・ 保育施設に係るものを除く。)、子育て のための施設等利用給付に要する経 費(地方公共団体又は公立大学法人の 設置する認定こども園、幼稚園又は特 別支援学校に係るものを除く。)及び 乳児等のための支援給付に要する経費	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する 経費及び生活困窮者住居確保給付金の 支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校 (地方公共団体又は地方独立行政法人 が設置するものを除く。)に係る授業 料等減免に要する経費	-	-	-
	計	21,915	9,738	31,653
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	2,185	1,926	4,111
	計	2,185	1,926	4,111
10の3	1 災害救助事業に要する経費	-	-	-
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要す る経費	-	-	-
	3～9 災害復旧事業に要する経費	12,142	375	12,517
	計	12,142	375	12,517
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、181億円であり、前年度に比し、37億円（17.0%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第15表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第16表のとおりである。

第15表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	一般財源充当分	180	217	△ 37	△ 17.1
II	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	181	218	△ 37	△ 17.0

第16表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和8年度		令和7年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	一般財源充当分	180	99.4	217	99.5
2	雑収入	1	0.6	1	0.5
	歳入合計	181	100.0	218	100.0

(二) 歳入の概要

1 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、180億円を計上している。

なお、令和8年度までの一般財源充当分の累計額は、3,486億円である。

2 雑収入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、181億円であり、前年度に比し、37億円（17.0%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第17表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第18表のとおりであり、歳出の構成比は、第19表のとおりである。

第17表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分		(単位 億円)			
		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	公債費	181	218	△ 37	△ 17.0
	歳出合計	181	218	△ 37	△ 17.0

第18表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)	
	金額	金額
	総額	地方費
I 公債費	△ 37	△ 37
歳出増減額の合計	△ 37	△ 37

第19表 歳出の構成比

区 分		令和8年度		令和7年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	公債費	181	100.0	218	100.0
	歳出合計	181	100.0	218	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、181億円（元金償還金171億円、利払費10億円）であり、前年度に比し、37億円（17.0%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第20表のとおりである。

第20表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和8年度償還金(A)			令和7年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
171	10	181	207	11	218	△ 36	△ 1	△ 37